

津波対策地区協議会の進め方・ルール

(基本的な考え方)

- ・ 地区毎の協議会においては、運営要領に基づき、津波対策に向けての話し合いの場とする
- ・ お互いメンバーの発言は否定しない。理由も聞くこと
(相反する意見については、中間とりまとめまでの段階で協議する)

(協議会の進め方)

- ・ 会長・副会長の選出
 - ・ 運営要領の確認
 - ・ 説明会での質問・意見に対し、質疑応答。
 - ・ ワークショップ形式で皆の意見を出し合う（10名程度で1テーブル+職員）
クロスロード法（アイスブレイキング）
KJ法による話し合い
- ① 海の近くにいることを想定し、長く揺れる地震があったときの危険について話し合う
 - ・ 設定に対し、自分の思ったことを付箋1枚に1つ書いていただく。思ったことは何枚でも書いて良い。
- が●●である。(○○ビーチ)
- ② 想定される危険を回避するための方策を提案する
 - ③ 提案の方策をグループ化する（タイトルをつける）
 - ④ 結果を文字・図面にしてみる
 - ⑤ ソフト対策とハード対策のバランスを考える
 - ⑥ 優先順位をつける（短期、中期、長期）
 - ⑦ 異論がなければ中間とりまとめ

(地区協議会の結果・公表)

- ・ 各地区での進捗状況が判るように、土木事務所ホームページに結果を公表する
(その為には、協議会の状況写真を撮影することの了解をいただく)
- ・ 原則としてマスコミの取材申し込み受入れとするが、取材方法は会長と相談する。

(連絡体制)

- ・ 地区協議会の開催場所は、地区毎に決定する。(決まらなければ市役所の会議室を借りる)
- ・ 連絡の通知は、市と県と連名で行い、市から郵送またはFAX, メール送信する